

定 款

日本生命保険相互会社

制定	昭和22年	5月	2日
改正	昭和23年	8月	12日
	昭和26年	6月	30日
	昭和29年	5月	31日
	昭和31年	5月	30日
	昭和34年	6月	6日
	昭和36年	5月	30日
	昭和37年	5月	30日
	昭和39年	5月	29日
	昭和40年	5月	28日
	昭和47年	5月	29日
	昭和48年	5月	29日
	昭和50年	5月	29日
	昭和53年	7月	4日
	昭和55年	7月	4日
	昭和57年	7月	1日
	昭和59年	7月	3日
	昭和61年	7月	4日
	昭和63年	7月	4日
	平成元年	7月	4日
	平成2年	7月	3日
	平成3年	7月	3日
	平成6年	7月	5日
	平成7年	7月	4日
	平成8年	7月	3日
	平成9年	7月	2日
	平成11年	7月	2日
	平成12年	7月	4日
	平成14年	7月	3日
	平成15年	7月	2日
	平成16年	7月	2日
	平成17年	7月	5日
	平成18年	7月	4日
	平成19年	7月	3日
	平成20年	7月	1日
	平成21年	7月	2日
	平成22年	7月	2日
	平成23年	7月	5日
	平成24年	7月	3日
	平成27年	7月	2日
	平成29年	7月	4日
令和元年	7月	2日	
令和3年	7月	2日	

目 次

第1章	総 則	(第1条—第5条)
第2章	社 員	(第6条—第9条)
第3章	総 代 会	(第10条—第23条)
第4章	総代候補者選考委員会	(第24条)
第5章	評 議 員 会	(第25条)
第6章	取締役および取締役会	(第26条—第35条)
第7章	監査役および監査役会	(第36条—第44条)
第8章	計 算	(第45条—第48条)
第9章	基 金	(第49条—第51条)
第10章	雑 則	(第52条)
	附 則	

第1章 総 則

第1条 (名 称)

当社は、日本生命保険相互会社という。英文では、NIPPON LIFE INSURANCE COMPANYと表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。

- 一 生命保険業
- 二 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- 三 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務、および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- 四 その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

第3条 (事務所の所在地)

- 1 当社は、本店を大阪市に置く。
- 2 当社は、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

第4条 (機 関)

- 1 当社は、社員総会に代わるべき機関として総代会を置く。
- 2 当社は、取締役、取締役会および監査役のほか、次の機関を置く。
 - 一 監査役会
 - 二 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 社 員

第6条 (社員の範囲)

- 1 当社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。
- 2 剰余金の分配のない保険契約に係る保険料の総額は、全保険契約に係る保険料の

総額の100分の20をこえないものとする。但し、その計算方法は、保険業法施行規則第33条第3項に従うものとする。

第7条 (社員の責任)

社員は、保険契約によりすでに払い込んだ保険料をこえて責任を負わない。

第8条 (社員の権利義務の承継)

社員は、当会社の同意をえて、他人にその権利義務を承継させることができる。

第9条 (退社員の権利)

退社した社員は、保険約款に定めたもののほか、当会社に対して権利を有しない。

第3章 総 代 会

第10条 (総代会の組織)

総代会は、社員中から選出された総代で組織する。

第11条 (総代の定数)

総代の定数は、200名とする。

第12条 (社員の選挙権およびその代理行使)

- 1 社員の総代を選挙すべき権利は、各々1個とする。
- 2 前項の選挙権は、他の社員に委任して行わせることができる。

第13条 (総代の任期)

総代の任期は4年とし、重任を妨げない。但し、原則として通算8年をこえることができない。

第14条 (欠員の場合の処置)

- 1 総代に欠員を生じても、定数の半数を下らない間は補欠選挙は行わない。但し、必要があるときはこれを行うことができる。
- 2 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 (総代の選挙)

- 1 総代は、選挙権を有する社員が投票により互選する。
- 2 前項の規定にかかわらず、総代の選挙は、第24条の総代候補者選考委員会が選考した個々の総代候補者に対し、選挙権を有する社員が行う投票（以下「社員投票」という。）によることができる。
- 3 当会社は、前2項の選挙について公告する。

- 4 第1項または第2項の規定により選挙を実施するときは、選挙期日（第2項の場合には投票締切日をいう。）の直前の6月末現在の社員をもって選挙権を有する社員とみなす。但し、第14条第1項または第16条第3項の規定により選挙を実施するときは、選挙権を有する社員を別に定めて公告する。
- 5 総代の選挙に関する細則は、総代会で定める。

第16条（社員投票）

- 1 社員投票は、個々の総代候補者について総代に選出することに同意しない社員が投票する方法によって行う。
- 2 前項に定める投票が選挙権を有する社員の数の10分の1に満たないときは、その総代候補者は総代として選出されたものとする。
- 3 第1項に定める投票が選挙権を有する社員の数の10分の1以上に達した候補者があるときは、その員数について改めて第15条に定める選挙を行う。但し、その員数が総代候補者の総数の10分の1以下のときは、次の選挙時に選出することができる。

第17条（議決権およびその代理行使）

- 1 総代会における総代の議決権は、各々1個とする。
- 2 前項の議決権は、他の総代に委任して行わせることができる。この場合、総代または代理人は、総代会ごとに代理委任状を当会社に提出しなければならない。

第18条（議長）

総代会の議長には社長が当り、社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定められた順序に従って他の取締役がこれに代わる。

第19条（決議方法）

総代会の決議は、法律または定款に別段の定めがある場合のほかは、総代の2分の1以上が出席し、出席した総代の議決権の過半数により行う。

第20条（定時総代会の招集）

定時総代会は、毎決算期日より4カ月以内に招集する。

第21条（臨時総代会の招集および招集請求権）

- 1 臨時総代会は、取締役会が必要と認めたときに招集する。
- 2 社員総数の1000分の3以上に相当する数の社員もしくは3000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または9名以上の総代は、その目的お

よび理由を記載した書面を代表取締役役に提出して臨時総代会の招集を請求することができる。

第22条（提案権）

社員総数の1000分の1以上に相当する数の社員もしくは1000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または3名以上の総代は、代表取締役に対し、総代会の日の8週間前までに、一定の事項（総代会において決議をすることができる事項に限る。）を総代会の目的とすることを請求し、また総代会の目的である事項につき議案の要領を提出して総代会の招集通知に記載することを請求することができる。

第23条（検査役選任請求権）

当会社、社員総数の1000分の1以上に相当する数の社員もしくは1000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または3名以上の総代は、総代会に係る招集の手続および決議の方法を調査させるため、当該総代会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

第4章 総代候補者選考委員会

第24条（総代候補者選考委員会）

- 1 当会社に総代候補者選考委員会を置く。
- 2 総代候補者選考委員会は、総代の候補者を選考し、社員投票の管理を行うことを任務とする。
- 3 総代候補者選考委員会は、社員中から総代会で選任された選考委員で組織する。
- 4 選考委員の員数は、12名以内とする。
- 5 選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として4期をこえることができない。
- 6 総代候補者選考委員会に関する細則は、総代会で定める。

第5章 評 議 員 会

第25条（評議員会）

- 1 当会社は、経営の適正を期するため評議員会を置く。
- 2 評議員会は、当会社から諮問を受けた事項または経営上の重要事項について意見

を述べるほか、社員から提出された会社経営に関する事項を必要に応じ審議することを任務とする。

- 3 評議員会は、社員または学識経験者の中から総代会で選任された評議員で組織する。
- 4 評議員の員数は、25名以内とする。
- 5 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として6期をこえることができない。
- 6 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 当社は、評議員会の議事の結果を次の総代会に報告するものとする。
- 8 評議員会に関する細則は、総代会で定める。

第6章 取締役および取締役会

第26条（員数）

当社の取締役は、25名以内とする。

第27条（選任）

取締役は、総代会の決議によって選任する。

第28条（任期）

- 1 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。
- 2 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第29条（役付取締役および代表取締役）

- 1 取締役会の決議により、名誉会長、会長、副会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。但し、会長と社長とは兼ねることができる。
- 2 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。代表取締役は、各自会社を代表する。

第30条（取締役会）

- 1 取締役会は、すべての取締役で組織する。
- 2 監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければ

ならない。

第31条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

第32条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第33条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、この定款に定めるほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第34条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、総代会の決議によって定める。

第35条（取締役の責任免除）

- 1 当会社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第7章 監査役および監査役会

第36条（員 数）

当会社の監査役は、6名以内とする。

第37条（選 任）

監査役は、総代会の決議によって選任する。

第38条（任期）

- 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。
- 2 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第39条（常任監査役および常勤の監査役）

- 1 監査役の互選により常任監査役を置くことができる。
- 2 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第40条（監査役会）

監査役会は、すべての監査役で組織する。

第41条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。

但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

第42条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、この定款に定めるほか、監査役会で定める監査役会規則による。

第43条（報酬等）

監査役の報酬等は、総代会の決議によって定める。

第44条（監査役の責任免除）

- 1 当社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第8章 計 算

第45条（決算期日）

当社の決算期日は、毎年3月31日とする。

第46条（剰余金の処分）

- 1 決算において剰余金を生じたときは、基金利息を控除した後、損失てん補準備金、基金償却積立金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金、別段積立金その他に処分することができる。
- 2 前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する金額の合計額は、保険業法施行規則第30条の4で定める金額に、保険業法施行規則第30条の6で定める比率を乗じた額以上の金額とする。
- 3 社員配当準備金または社員配当平衡積立金の取崩額がその決算期に積み立てる社員配当準備金および社員配当平衡積立金の額に含まれる場合は、前項の計算において、当該取崩額を社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する金額から控除する。

第47条（社員配当）

前条の規定により積み立てた社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従って配当する。但し、その全部または一部を次年度に繰り越すことができる。

第48条（損失のてん補）

- 1 決算において不足を生じたときは、別段積立金、その他の任意積立金、社員配当準備金、損失てん補準備金、基金償却積立金の順序で取り崩し、不足額をてん補する。
- 2 前項により基金償却積立金を不足のてん補に充当したときは、次年度以後の決算において生じた剰余金は、その充当額の全額をてん補した後でなければ第46条による処分をすることができない。

第9章 基 金

第49条（基金の総額）

当会社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、1兆4500億円とする。

第50条（基金拠出者の権利）

- 1 当会社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約の定めるところにより、基金拠出契約期間内に、基金の償却を行う。但し、当会社は、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことがある。
- 2 後に拠出された基金の償却は、先に拠出された基金を全額償却した後に行う。

- 3 当社は、基金の拠出者に対し、年1割を上限に基金拠出契約に定める利率で基金利息を支払う。

第51条（基金の償却方法）

- 1 当社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積み立てる。
- 2 基金の償却は、取締役会の決議により行い、償却する金額に相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振り替える。
- 3 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、第46条の処分において基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。

第10章 雑 則

第52条（定款の変更）

本定款を変更するには総代会において総代の2分の1以上が出席し、出席総代の4分の3以上の同意を得なければならない。

1 令和元年7月2日付改正に関する経過措置

令和元年7月2日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。

(1)第50条関係

1 令和元年度の基金の拠出者について、第50条第1項の基金の償却は5年以内に行う。

2 令和元年度に募集した基金が償却された時。

2 令和3年7月2日付改正に関する経過措置

令和3年7月2日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。

(1)第50条関係

1 令和3年度の基金の拠出者について、第50条第1項の基金の償却は5年以内に行う。

2 令和3年度に募集した基金が償却された時。